

平成27年12月25日

## 平成27年地方公務員給与実態調査結果等の概要

平成27年地方公務員給与実態調査結果等の概要について、別添のとおりとりまとめましたので公表します。

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：佐藤課長補佐・久保田係長・酒井係長

電話：03-5253-5551(直)

FAX：03-5253-5553

# 平成27年地方公務員給与実態調査結果等のポイント

## 1 ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 平成27年4月1日現在 **99.0** (前年 98.9 +0.1)

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

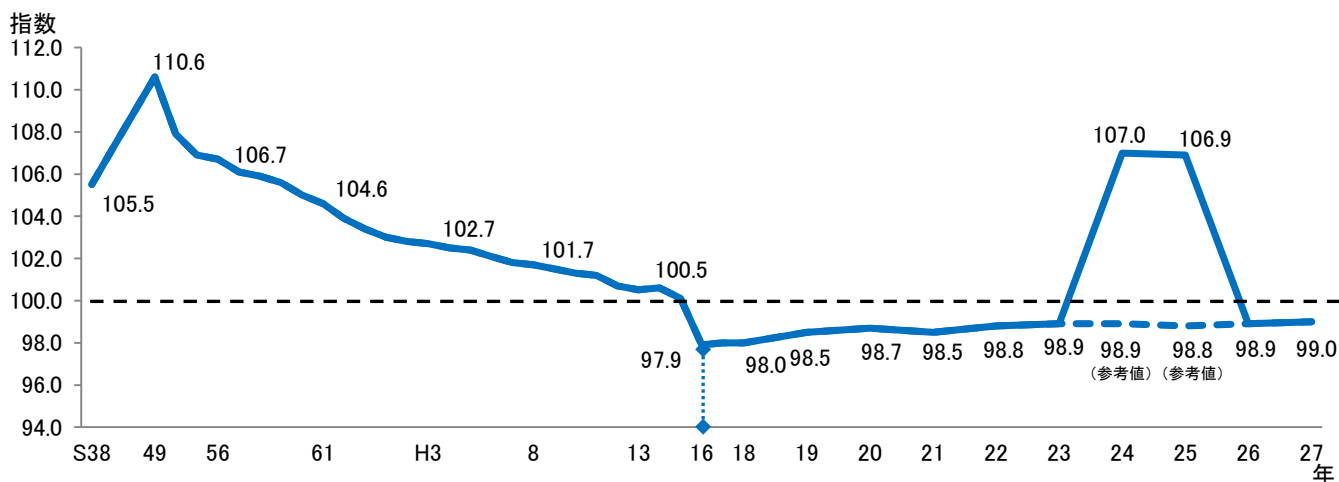
### (1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	H26.4.1	H27.4.1	増 減	
				S49→H27	H26→H27
全地方公共団体平均	110.6	98.9	<b>99.0</b>	△ 11.6	0.1
都道府県	111.3	99.9	<b>99.7</b>	△ 11.6	△ 0.2
指定都市	116.1	100.1	<b>101.2</b>	△ 14.9	1.1
市	113.8	98.6	<b>98.7</b>	△ 15.1	0.1
町村	99.2	95.6	<b>95.8</b>	△ 3.4	0.2
特別区	—	99.7	<b>98.2</b>	—	△ 1.5

### (2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	H27.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	104.1	神奈川県	91.8	鳥取県
指定都市	103.8	川崎市	97.2	大阪市
市区町村	104.7	兵庫県芦屋市	75.7	大分県姫島村

### (3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。

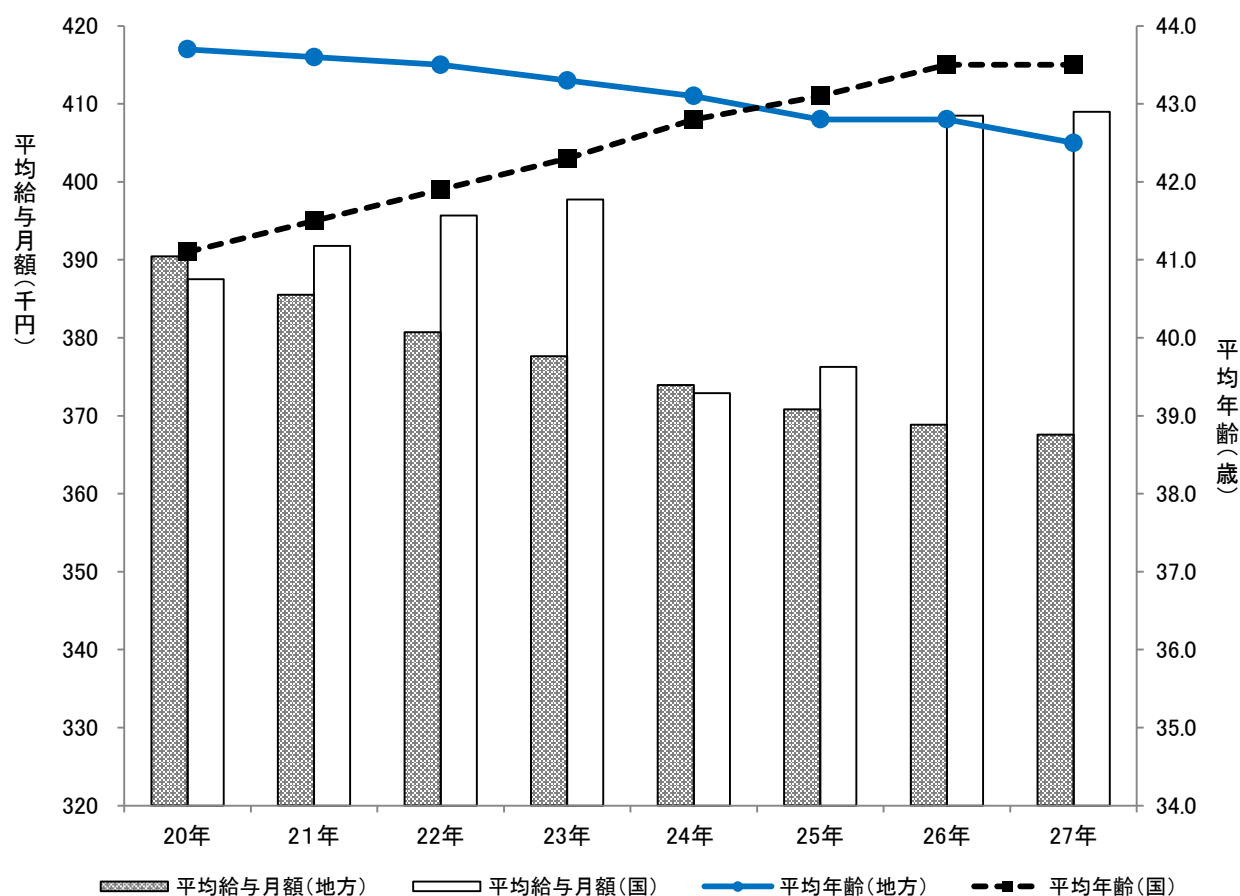
## 2 平均給与月額(全地方公共団体・一般行政職)

(単位:円)

区分		20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
地方	平均給与月額	390,432	385,510	380,703	377,625	373,923	370,822	368,817	367,557
	平均給料月額	345,427	340,830	337,049	334,379	331,189	328,842	326,969	325,130
	諸手当月額	45,005	44,680	43,654	43,246	42,734	41,980	41,848	42,427
国	平均給与月額	387,506	391,770	395,666	397,723	372,906	376,257	408,472	408,996
	平均俸給月額	325,113	325,521	325,579	327,205	304,944	307,220	335,000	334,283
	諸手当月額	62,393	66,249	70,087	70,518	67,962	69,037	73,472	74,713

※諸手当月額は、比較のため、国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

※国家公務員の平均給与月額のうち、平成24年及び25年は給与改定・臨時特例法による給与減額措置後の値である。



## 3 その他

- ・地域手当補正後ラスパイレス指数
 

全地方公共団体平均	99.0
(ラスパイレス指数との差)	0.0)
- ・ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値
 

全地方公共団体平均	98.4
(ラスパイレス指数との差)	△0.6)

# 1 地方公務員給与実態調査結果等

1	ラスパイレス指数等の状況	.....	P1
(1)	団体区分別の推移		P1
(2)	分布状況の推移		P1
(3)	都道府県のラスパイレス指数の状況		P2
(4)	指定都市のラスパイレス指数の状況		P2
(5)	中核市のラスパイレス指数の状況		P3
(6)	市区町村のラスパイレス指数の状況		P4
2	平均給与月額	.....	P6
3	特殊勤務手当	.....	P8
【参考】	地域手当補正後ラスパイレス指数		P9
【参考】	ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値		P10

平成27年12月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：佐藤課長補佐・久保田係長

電話：03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代)(内線23245、23252)

FAX：03-5253-5553

# 1 ラスパイレス指数等の状況

## (1) 団体区分別の推移

＜第1表 団体区分別ラスパイレス指数(一般行政職)＞

区 分	S 49.4.1	H 7.4.1	H 17.4.1	H 26.4.1	H 27.4.1	増 減	
						S49→H27	H26→H27
全地方公共 団体平均	110.6	101.8	98.0	98.9	99.0	△ 11.6	0.1
都道府県	111.3	103.6	99.6	99.9	99.7	△ 11.6	△ 0.2
指定都市	116.1	105.3	100.1	100.1	101.2	△ 14.9	1.1
市	113.8	102.9	97.6	98.6	98.7	△ 15.1	0.1
町 村	99.2	96.5	93.7	95.6	95.8	△ 3.4	0.2
特別区	—	104.2	100.3	99.7	98.2	—	△ 1.5

※1 S49.4.1の全地方公共団体平均(110.6)は、過去最高値。

※2 S49.4.1現在の全地方公共団体平均は、特別区を含んでいない。

## (2) 分布状況の推移

＜第2表 全地方公共団体のラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)＞

(団体数)

区 分	S 49.4.1	H 7.4.1	H 17.4.1	H 26.4.1	H 27.4.1	増 減		
						S49→H27	H26→H27	
110以上	(23.9%) 793	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	△ 793	0	
105以上	(17.3%) 574	(4.9%) 161	(0.0%) 0	(0.1%) 1	(0.0%) 0	△ 574	△ 1	
100以上105未満	(18.9%) 628	(26.6%) 880	(8.1%) 199	(16.6%) 297	(16.0%) 286	△ 342	△ 11	
100未満	(39.8%) 1,321	(68.5%) 2,263	(91.9%) 2,266	(83.3%) 1,491	(84.0%) 1,502	181	11	
内 訳	(39.8%) 1,321	95以上 100未満	(40.3%) 1,330	(41.4%) 1,020	(57.0%) 1,020	(59.7%) 1,067	181	47
		90以上 95未満	(21.0%) 695	(37.8%) 931	(22.7%) 406	(21.3%) 380		△ 26
		90未満	(7.2%) 238	(12.8%) 315	(3.6%) 65	(3.1%) 55		△ 10
合 計	(100.0%) 3,316	(100.0%) 3,304	(100.0%) 2,465	(100.0%) 1,789	(100.0%) 1,788	△ 1,528	△ 1	

※1 S49.4.1には、特別区を含まない。

※2 S49.4.1及びS49→H27の増減のラスパイレス指数100未満の内訳については、分離できない。

(参考) 団体区分別ラスパイレス指数の分布状況(一般行政職)H27.4.1現在 (団体数)

区 分	都道府県	指定都市	市	町村	特別区		
110以上	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0		
105以上110未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.0%) 0		
100以上105未満	(44.7%) 21	(80.0%) 16	(26.2%) 202	(5.1%) 47	(0.0%) 0		
100未満	(55.3%) 26	(20.0%) 4	(73.8%) 568	(94.9%) 881	(100.0%) 23		
内 訳	(53.2%) 25	95以上 100未満	(20.0%) 4	(63.1%) 486	(57.0%) 529	(100.0%) 23	
		90以上 95未満	(2.1%) 1	(0.0%) 0	(10.0%) 77	(32.5%) 302	(0.0%) 0
		90未満	(0.0%) 0	(0.0%) 0	(0.6%) 5	(5.4%) 50	(0.0%) 0
合 計	(100.0%) 47	(100.0%) 20	(100.0%) 770	(100.0%) 928	(100.0%) 23		

(3) 都道府県のラスパレス指数の状況《指数が高い順》

＜第3表 都道府県のラスパレス指数＞

順位	都道府県名	H27.4.1	H26.4.1	
			指数	順位
1	神奈川県	104.1	99.7	25
2	静岡県	102.7	102.7	2
3	秋田県	101.4	101.6	7
4	群馬県	101.2	101.1	11
5	福島県	100.9	100.7	12
5	愛知県	100.9	102.9	1
5	三重県	100.9	101.8	4
8	山形県	100.8	100.6	16
8	栃木県	100.8	101.7	6
8	福岡県	100.8	101.8	4
8	熊本県	100.8	100.5	17
12	茨城県	100.7	101.3	9
12	埼玉県	100.7	101.6	7
12	滋賀県	100.7	100.7	12
12	大阪府	100.7	99.6	27
12	山口県	100.7	100.7	12
17	山梨県	100.6	100.3	18
18	千葉県	100.5	101.3	9
18	東京都	100.5	102.5	3
20	新潟県	100.1	100.2	19
20	石川県	100.1	99.9	23
22	広島県	99.8	100.0	21
22	大分県	99.8	100.0	21
24	宮城県	99.7	99.8	24

順位	都道府県名	H27.4.1	H26.4.1	
			指数	順位
24	奈良県	99.7	100.7	12
24	岡山県	99.7	99.7	25
27	福井県	99.6	99.3	29
27	京都府	99.6	98.7	35
27	佐賀県	99.6	99.4	28
30	和歌山県	99.2	100.2	19
30	徳島県	99.2	99.3	29
32	愛媛県	98.9	98.9	32
32	沖縄県	98.9	98.7	35
34	岐阜県	98.7	98.5	38
35	岩手県	98.6	98.3	39
36	兵庫県	98.5	97.8	42
37	富山県	98.3	98.9	32
38	高知県	98.2	98.2	40
39	長野県	98.1	98.6	37
39	長崎県	98.1	98.9	32
41	青森県	97.8	99.1	31
42	島根県	97.6	97.6	44
42	香川県	97.6	98.0	41
44	宮崎県	97.3	97.7	43
45	鹿児島県	97.0	97.2	45
46	北海道	95.8	95.7	46
47	鳥取県	91.8	91.8	47

(4) 指定都市のラスパレス指数の状況《指数が高い順》

＜第4表 指定都市のラスパレス指数＞

順位	指定都市名	H27.4.1	H26.4.1	
			指数	順位
1	川崎市	103.8	104.0	1
2	名古屋市	103.5	101.1	11
3	横浜市	103.4	103.4	2
3	北九州市	103.4	103.4	2
5	静岡市	103.3	102.9	4
6	福岡市	102.9	102.7	5
7	さいたま市	102.8	102.2	7
8	京都市	102.5	102.1	8
9	仙台市	102.1	101.5	9
10	千葉市	101.7	102.5	6

順位	指定都市名	H27.4.1	H26.4.1	
			指数	順位
11	神戸市	101.6	101.5	9
12	岡山市	101.2	101.0	12
13	広島市	100.3	100.1	14
14	札幌市	100.2	100.4	13
15	相模原市	100.1	100.1	14
16	熊本市	100.0	100.0	16
17	堺市	99.4	95.1	19
18	新潟市	99.1	99.0	17
19	浜松市	98.1	97.9	18
20	大阪市	97.2	91.5	20

(5) 中核市(全45市)のラスパイレス指数の状況<<指数が高い順>>

<第5表 中核市(全45市)のラスパイレス指数>

順位	中核市名	H27.4.1	H26.4.1	
			指数	順位
1	越谷市	103.0	102.4	-
2	大津市	102.5	102.2	3
3	川越市	102.1	101.5	9
4	郡山市	102.0	102.8	1
5	柏市	101.8	101.8	6
6	姫路市	101.7	101.7	7
6	高松市	101.7	96.8	40
8	西宮市	101.6	101.7	7
9	倉敷市	101.5	101.3	10
10	下関市	101.3	101.0	14
11	宇都宮市	101.1	102.3	2
12	いわき市	101.0	101.2	11
13	福山市	100.9	100.8	16
14	横須賀市	100.8	97.3	38
15	富山市	100.6	100.4	19
15	大分市	100.6	100.9	15
17	岐阜市	100.5	101.9	4
17	宮崎市	100.5	100.2	21
19	岡崎市	100.4	101.2	11
19	鹿児島市	100.4	100.7	17
21	豊田市	100.3	101.9	4
22	高崎市	100.1	99.7	25
22	船橋市	100.1	101.2	11

順位	中核市名	H27.4.1	H26.4.1	
			指数	順位
24	東大阪市	100.0	99.0	31
24	和歌山市	100.0	99.7	25
24	高知市	100.0	100.4	19
27	盛岡市	99.9	99.8	23
27	枚方市	99.9	96.2	41
27	久留米市	99.9	99.5	27
30	松山市	99.8	99.9	22
31	豊中市	99.6	100.7	17
32	長野市	99.5	99.3	28
33	前橋市	99.2	99.1	30
34	旭川市	98.9	98.9	32
34	秋田市	98.9	99.2	29
36	金沢市	98.8	99.8	23
37	長崎市	98.6	98.7	34
38	青森市	98.3	98.8	33
38	高槻市	98.3	98.6	35
40	八王子市	97.8	96.7	-
41	那覇市	97.7	97.5	37
42	奈良市	97.6	97.3	38
43	函館市	97.2	93.7	43
43	尼崎市	97.2	97.9	36
45	豊橋市	95.4	96.0	42

※越谷市、八王子市は、平成27年4月1日に中核市に移行した。

(6) 市区町村(指定都市及び中核市を除く全1,676団体)のラスパイレス指数の状況

<第6表 市区町村のラスパイレス指数上位50団体及び下位50団体>

(上位団体)

順位	市区町村名		H27.4.1	H26.4.1	
				指数	順位
1	兵庫県	芦屋市	104.7	105.8	1
2	京都府	宇治市	104.6	102.4	22
3	東京都	武蔵野市	104.0	103.6	5
4	千葉県	市川市	103.8	103.4	7
5	東京都	福生市	103.7	103.3	10
6	北海道	置戸町	103.6	102.4	22
6	京都府	大山崎町	103.6	100.6	152
8	静岡県	熱海市	103.4	102.4	22
9	三重県	四日市市	103.1	102.9	13
9	広島県	竹原市	103.1	103.7	4
11	千葉県	松戸市	102.8	103.4	7
11	千葉県	袖ヶ浦市	102.8	103.4	7
11	神奈川県	南足柄市	102.8	102.1	38
14	埼玉県	戸田市	102.7	102.9	13
15	埼玉県	熊谷市	102.6	102.3	29
15	埼玉県	川口市	102.6	103.8	2
15	大分県	国東市	102.6	98.4	495
18	京都府	舞鶴市	102.4	102.3	29
18	大阪府	松原市	102.4	97.5	698
20	埼玉県	蕨市	102.3	102.0	42
20	兵庫県	宝塚市	102.3	99.1	360
22	北海道	上川町	102.2	101.6	61
22	埼玉県	上尾市	102.2	103.5	6
22	神奈川県	藤沢市	102.2	102.2	35
22	静岡県	三島市	102.2	101.8	48
22	静岡県	富士市	102.2	102.0	42
27	埼玉県	入間市	102.1	101.8	48

順位	市区町村名		H27.4.1	H26.4.1	
				指数	順位
27	神奈川県	葉山町	102.1	101.5	70
27	静岡県	御殿場市	102.1	102.3	29
27	愛知県	東海市	102.1	102.1	38
27	滋賀県	草津市	102.1	102.4	22
27	長崎県	時津町	102.1	102.4	22
33	埼玉県	滑川町	102.0	103.2	11
33	愛知県	豊川市	102.0	101.9	47
33	大分県	玖珠町	102.0	97.7	655
36	埼玉県	和光市	101.9	102.8	15
36	埼玉県	吉川市	101.9	100.3	188
36	千葉県	鎌ヶ谷市	101.9	101.5	70
36	愛知県	岩倉市	101.9	102.2	35
36	福岡県	小郡市	101.9	100.9	117
41	福島県	福島市	101.8	101.6	61
41	埼玉県	所沢市	101.8	101.6	61
41	神奈川県	綾瀬市	101.8	101.8	48
41	愛知県	犬山市	101.8	101.8	48
41	京都府	城陽市	101.8	101.3	88
41	兵庫県	伊丹市	101.8	101.4	79
41	島根県	隠岐の島町	101.8	101.5	70
48	千葉県	八千代市	101.7	101.2	97
48	千葉県	我孫子市	101.7	102.7	18
48	神奈川県	茅ヶ崎市	101.7	101.7	55
48	神奈川県	座間市	101.7	101.3	88
48	静岡県	袋井市	101.7	101.5	70



## (下位団体)

順位	市区町村名		H27.4.1	H26.4.1	
				指数	順位
1	大分県	姫島村	75.7	74.9	1
2	沖縄県	多良間村	77.7	79.2	4
3	新潟県	粟島浦村	79.2	75.7	2
4	北海道	夕張市	79.4	76.6	3
5	沖縄県	与那国町	82.2	81.3	5
6	青森県	大鱒町	82.8	82.7	6
7	東京都	青ヶ島村	82.9	83.5	7
8	福井県	池田町	84.1	85.6	12
9	秋田県	八郎潟町	85.2	88.7	41
10	沖縄県	渡名喜村	85.3	87.4	24
11	鹿児島県	伊仙町	85.4	85.9	13
12	京都府	笠置町	85.8	85.3	11
13	鹿児島県	与論町	85.9	84.5	9
14	愛媛県	上島町	86.5	84.9	10
15	東京都	三宅村	86.9	86.8	19
16	鹿児島県	徳之島町	87.1	86.2	14
17	石川県	中能登町	87.2	86.6	18
18	埼玉県	皆野町	87.4	86.4	17
18	東京都	八丈町	87.4	88.7	41
18	沖縄県	粟国村	87.4	87.6	26
21	石川県	穴水町	87.6	86.8	19
22	石川県	宝達志水町	87.7	87.8	28
23	奈良県	天川村	87.8	86.8	19
24	青森県	黒石市	87.9	87.9	30
24	沖縄県	伊平屋村	87.9	86.2	14
26	愛媛県	愛南町	88.1	87.5	25
27	和歌山県	高野町	88.2	87.1	22

順位	市区町村名		H27.4.1	H26.4.1	
				指数	順位
28	富山県	舟橋村	88.3	91.2	111
28	長野県	南相木村	88.3	88.6	40
28	奈良県	下北山村	88.3	87.6	26
28	沖縄県	東村	88.3	88.5	39
32	新潟県	佐渡市	88.4	88.2	33
32	岐阜県	安八町	88.4	88.4	36
34	岐阜県	東白川村	88.5	88.4	36
35	群馬県	上野村	88.6	89.1	45
36	愛媛県	伊方町	88.7	87.1	22
37	沖縄県	座間味村	89.0	86.2	14
38	沖縄県	南大東村	89.1	87.8	28
39	北海道	留萌市	89.3	84.3	8
39	和歌山県	湯浅町	89.3	88.0	31
41	東京都	御蔵島村	89.4	89.2	47
41	和歌山県	印南町	89.4	91.0	99
43	秋田県	井川町	89.5	88.9	43
43	長野県	北相木村	89.5	92.1	167
43	長野県	野沢温泉村	89.5	90.8	93
46	岩手県	田野畑村	89.6	89.4	51
46	群馬県	神流町	89.6	89.7	59
46	長野県	青木村	89.6	89.1	45
49	長野県	売木村	89.7	88.3	34
50	北海道	美唄市	89.8	89.7	59
50	宮城県	亘理町	89.8	90.0	66
50	東京都	大島町	89.8	89.5	54
50	長野県	泰阜村	89.8	89.4	51

## 2 平均給与月額

<第7表 職種別平均給与月額(全地方公共団体)>

(単位:歳・円)

職種区分	年	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	国家公務員			
							平均年齢	平均俸給月額	平均給与月額	
全職種	H27	42.3	335,120	85,930	421,050	376,959	43.3	344,410	416,455	
	H26	42.4	336,551	83,290	419,841	377,524	43.3	344,668	415,426	
主な内訳	一般行政職	H27	42.5	325,130	87,508	412,638	367,557	43.5	334,283	408,996
		H26	42.8	326,969	81,365	408,334	368,817	43.5	335,000	408,472
	技能労務職	H27	49.2	320,291	62,490	382,781	358,186	50.2	289,141	328,318
		H26	48.8	318,107	61,336	379,443	355,261	50.1	287,992	326,611
	高等学校教育職	H27	44.8	381,765	62,609	444,374	419,995	—	—	—
		H26	44.8	383,787	60,727	444,514	421,124	—	—	—
	小・中学校教育職	H27	43.3	365,146	54,952	420,098	402,985	—	—	—
		H26	43.4	367,201	53,239	420,440	403,901	—	—	—
	警察職	H27	38.6	321,121	137,673	458,794	366,870	41.2	317,165	369,393
		H26	38.8	321,974	141,386	463,360	366,254	41.3	316,666	367,707

※ 1 「平均給料月額」とは、給料の調整額及び教職調整額を含む。

2 「諸手当月額」とは、月ごとに支払われることとされている扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものである。  
(期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、任期付研究員業績手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当は含まない。)

3 「平均給与月額」とは、平均給料月額と諸手当月額を合計したものであり、「平均給与月額(国比較ベース)」とは、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

4 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

5 国家公務員の数値については、「国家公務員給与等実態調査(人事院)」の結果によるものであり、一般行政職は行政職俸給表(一)、技能労務職は行政職俸給表(二)、警察職は公安職俸給表(一)の数値である。

<第8表 団体区分別平均給与月額(一般行政職・H27)>

(単位:歳・円)

団体区分	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
全地方公共団体	42.5	325,130	87,508	412,638	367,557
都道府県	43.3	333,258	86,326	419,584	374,044
指定都市	42.0	330,006	119,199	449,205	386,807
市	42.3	322,548	84,057	406,605	362,242
町村	41.9	309,258	57,023	366,281	336,727
特別区	42.0	314,181	126,693	440,874	395,669
国	43.5	334,283	—	—	408,996

※ 平均給料月額、諸手当月額、平均給与月額及び平均給与月額(国比較ベース)は、第7表に同じ。

### 3 特殊勤務手当

＜第9表 団体区分別特殊勤務手当(4月分支給額・全職種・職員1人当たり)＞

団体区分	H17		H26		H27		H26 → H27		H17→ H27	
	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり	支給額	職員1人 当たり
全地方公共 団 体	(百万円) 16,758	(円) 5,513	(百万円) 15,550	(円) 5,667	(百万円) 16,029	(円) 5,850	(百万円) 479	(円) 183	(百万円) △ 729	(円) 337
都 道 府 県	6,743	4,189	6,962	4,634	7,371	4,908	409	274	628	719
指 定 都 市	1,978	8,236	1,049	4,412	1,040	4,425	△ 9	13	△ 938	△ 3,811
市	5,449	7,179	5,230	7,420	5,375	7,632	145	212	△ 74	453
町 村	813	3,301	562	4,064	551	3,998	△ 11	△ 66	△ 262	697
特 別 区	198	2,809	57	941	53	868	△ 4	△ 73	△ 145	△ 1,941

＜第10表 職種別特殊勤務手当 職種別職員数及び職員1人当たり支給額(4月分)の推移＞

職種区分	H17		H26		H27		H26→H27	H17→H27
	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員数	職員1人 当たり	職員1人 当たり	職員1人 当たり
全 職 種	(人) 3,039,713	(円) 5,513	(人) 2,743,885	(円) 5,667	(人) 2,740,082	(円) 5,850	(円) 183	(円) 337
一 般 行 政 職	937,115	824	834,129	413	836,274	453	40	△ 371
医 師 ・ 歯 科 医 師 職	21,184	176,491	11,315	230,232	11,137	228,563	△ 1,669	52,072
看 護 ・ 保 健 職	145,808	15,630	89,710	13,126	88,944	12,707	△ 419	△ 2,923
消 防 職	154,198	7,662	157,916	5,922	158,412	5,856	△ 66	△ 1,806
高 等 学 校 教 育 職	251,152	2,473	241,394	4,830	241,991	5,669	839	3,196
小 ・ 中 学 校 教 育 職	618,823	1,744	601,249	2,953	600,077	3,429	476	1,685
警 察 職	245,374	10,459	256,828	9,005	258,076	8,628	△ 377	△ 1,831

※ 「高等学校教育職」には特別支援学校、専修・各種学校の教員を含み、「小・中学校教育職」には幼稚園の教員を含む。

(参考) 1人当たりの手当支給額の多い職種における特殊勤務手当の例

区 分	特殊勤務手当の例
医師・歯科医師職	・緊急診療手当(緊急の診療業務のため、勤務時間外に待機を命ぜられ、緊急業務に従事したとき)など
看護・保健職	・救急呼出手当(勤務時間外に救急業務に従事したとき)など
消防職	・消防業務手当(火災その他災害等の現場に出動した場合) ・緊急出勤手当(緊急の業務のため出勤した場合)など
高等学校教育職 小・中学校教育職	・教員特殊業務手当(災害時の緊急業務、引率指導業務、部活動の指導に従事したとき) ・教育業務連絡指導手当(学年主任等に対し支給)など
警察職	・銃器犯罪捜査従事手当(銃器を使用した犯人等の逮捕業務) ・爆発物処理作業手当(爆発物の回収、解体、爆破等の業務)など

[参考] 地域手当補正後ラスパイレス指数

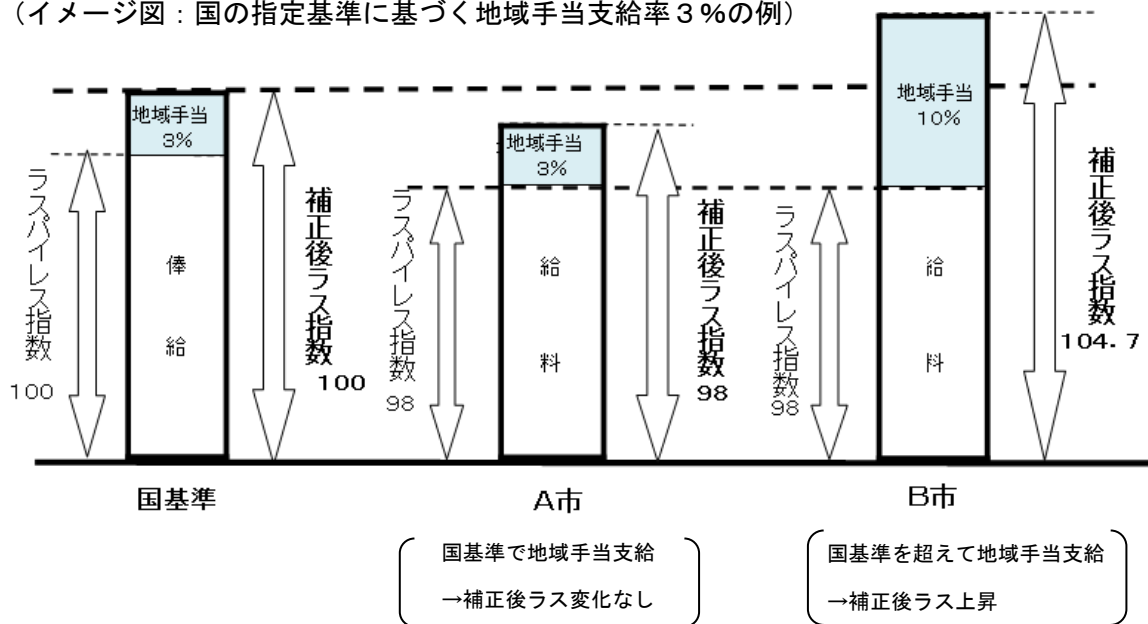
平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した、地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出したものである。

1 地域手当補正後ラスパイレス指数の算出方法

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \frac{\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率})}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}^{\ast}}$$

※都道府県及び合併市町村については、分母を「1+国の指定基準に基づく地域手当の都道府県・合併市町村職員への加重平均支給率」として算出。

(イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率3%の例)



2 地域手当補正後ラスパイレス指数（団体区分別平均）

区 分	ラスパイレス指数	地域手当補正後	差 引 B - A
	A	ラスパイレス指数 B	
全地方公共団体	99.0	99.0	0.0
都道府県	99.7	99.4	△ 0.3
指定都市	101.2	100.7	△ 0.5
市	98.7	98.8	0.1
町村	95.8	96.0	0.2
特別区	98.2	99.9	1.7

## [参考] ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値

国の本府省の事務次官や局長等の指定職俸給表適用職員については、その職務と責任が特殊であり、給与制度についても昇給制度の適用がなく扶養手当などが支給されない等、行政職俸給表（一）適用職員と異なることから、地方公務員の一般行政職と比較するラスパイレス指数の対象には含めていない。

しかし、地方公共団体から指定職を含めてラスパイレス比較を行った数値の算出要望が多く出ていることを踏まえ、試みとして算出したものである。

### 1 指定職俸給表が適用される範囲

#### 人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）（抄）

（指定職俸給表の適用範囲）

第十五条 指定職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

- 一 事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官及び消費者庁長官
- 二 外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第三項の庁をいう。）の長官
- 三 会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、内閣府審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、警視總監、金融国際審議官、総務審議官、外務審議官、財務官、文部科学審議官、厚生労働審議官、農林水産審議官、経済産業審議官、技監、国土交通審議官、地球環境審議官及び原子力規制庁長官
- 四 国家行政組織法第三条第二項の省、会計検査院事務総局、人事院事務総局、内閣府、公正取引委員会事務総局、警察庁及び金融庁の官房長及び局長
- 五 気象大学校長及び海上保安大学校長
- 六 経済社会総合研究所長
- 七 規模の大きい試験所若しくは研究所又は困難な研究を行う試験所若しくは研究所の長（前号に掲げる職員を除く。）で指令で指定するもの
- 八 規模の大きい病院若しくは療養所又は困難な医療業務を行う病院若しくは療養所の長で指令で指定するもの
- 九 その他前各号に掲げる職員に準ずる職員で指令で指定するもの

指定職俸給表適用職員数（平成27年4月1日現在） 878人  
 （行政職俸給表（一）適用職員数（ " ） 141,697人）

### 2 ラスパイレス指数に指定職を含めた場合の試算値（団体区分別平均）

<試算方法>

- ① 指定職俸給表適用職員については、上記878人全てを含める。
- ② 指定職には管理職手当が支給されず、指定職の俸給額（給料額）には管理職手当相当額も含まれていると考えられることから、管理職手当相当額を減じて計算する。
- ③ ①②を踏まえて、「平成27年国家公務員給与等実態調査」による「行政職俸給表（一）」と「指定職俸給表」の2つの集計表の「人員」「平均俸給額」を、経験年数階層別・学歴別に合算して仮定計算した「平均俸給額」を算出し、これを用いてラスパイレス指数と同様に算出する。

平成27年4月1日現在

区 分	ラスパイレス指数 A	指定職を含めた 場合の試算値 B	差 引 B - A
全地方公共団体	99.0	98.4	△ 0.6
都道府県	99.7	99.1	△ 0.6
指定都市	101.2	100.6	△ 0.6
市	98.7	98.1	△ 0.6
町 村	95.8	95.3	△ 0.5
特別区	98.2	97.7	△ 0.5

## 2 他の給与関連調査結果

### <参考1>

給与制度・運用の適正化状況 ..... P1

### <参考2>

地方公務員給与の「わたり」の状況について ..... P2

### <参考3>

地方公務員の地域手当について ..... P5

### <参考4>

地方公務員の自宅に係る住居手当について ..... P6

### <参考5>

技能労務職員の給与について ..... P8

平成27年12月

総務省

(連絡先)

自治行政局 公務員部 給与能率推進室

担当：佐藤課長補佐・酒井係長

電話：03-5253-5551(直)

03-5253-5111(代)(内線23245、23248)

<参考1>

## 給与制度・運用の適正化状況

平成26年度中において、給料表の適正化等給料の水準適正化のための措置を講じた団体は延べ158団体。また、諸手当や退職手当の適正化の取組を行った団体は延べ423団体であった。

○ 平成26年度中における給与適正化等の状況

(単位:団体)

区 分	初任給基準 の 是 正	わたり の適正化	給料表 の適正化	退職時特別 昇給等の 適正化	小 計 (A)
都道府県	0	0	1	0	1
指定都市	0	0	1	0	1
市 区	14	12	72	3	101
町 村	6	5	34	10	55
計	20	17	108	13	158

区 分	諸手当の適正化			退職手当 の 是 正	小 計 (B)	合 計 (A) + (B)
	特殊勤務 手 当	住居手当	その他の 手 当			
都道府県	9	0	7	7	23	24
指定都市	4	3	2	4	13	14
市 区	52	46	72	58	228	329
町 村	16	25	56	62	159	214
計	81	74	137	131	423	581

(注) 団体数は部分的な取組を含み、合計は延べ数である。



## 地方公務員給与の「わたり」の状況について

地方公務員給与の「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
  - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること
- により、給与を支給することをいう。

○ 地方公務員法第24条第1項  
職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。（職務給の原則）

### 「わたり」の制度のある団体（平成27年4月1日時点）

「わたり」の制度のある団体は 37団体（2.1%）

〔対前年度比：▲14団体〕

（単位：団体）

区分	平成27年 4月1日時点	平成26年 4月1日時点	H27-H26	(参考) 平成21年 4月1日時点
全 団 体	37/1,788 (2.1%)	51/1,789 (2.9%)	▲14団体	221/1,847 (12.0%)
都道府県	0/47 (0.0%)	0/47 (0.0%)	増減なし	3/47 (6.4%)
指定都市	0/20 (0.0%)	0/20 (0.0%)	増減なし	1/18 (5.6%)
市	31/770 (4.0%)	41/770 (5.3%)	▲10団体	127/765 (16.6%)
町 村	6/928 (0.6%)	10/929 (1.1%)	▲4団体	90/994 (9.1%)
特別区	0/23 (0.0%)	0/23 (0.0%)	増減なし	0/23 (0.0%)

※ 各欄において、分子は「わたり」の制度がある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

<参考2-②>

○ 地方公務員給与の「わたり」に係る状況

平成27年4月1日現在

都道府県名	団体数 (団体)	人数 (人)	市区町村名	対前年度比	
				(団体)	(人)
北海道	6	64	室蘭市、苫小牧市、登別市、八雲町、東神楽町、音威子府村	0	▲ 5
埼玉県	1	42	川越市	▲ 2	▲ 1,037
神奈川県	0	0		▲ 1	▲ 18
長野県	4	392	長野市、松本市、上田市、南相木村	▲ 4	0
岐阜県	1	1	安八町	1	1
静岡県	1	29	伊東市	1	29
三重県	1	1	紀宝町	0	0
大阪府	10	1849	豊中市、池田市、高槻市、貝塚市、茨木市、松原市 箕面市、摂津市、藤井寺市、泉南市	▲ 3	▲ 1,033
奈良県	3	631	奈良市、桜井市、生駒市	▲ 3	▲ 263
広島県	1	292	三次市	0	▲ 18
香川県	1	14	坂出市	▲ 1	▲ 5
大分県	4	332	大分市、別府市、宇佐市、由布市	▲ 2	▲ 630
宮崎県	3	202	小林市、日向市、えびの市	0	▲ 19
沖縄県	1	4	名護市	0	▲ 6
合計	37	3853		▲ 14	▲ 3,004

<参考2-③>

○「わたり」の制度を廃止済みの団体(経過的に実態が残っているもの)

平成27年4月1日現在

1 都道府県

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、愛知県、京都府、熊本県、沖縄県
---

2 指定都市

浜松市、熊本市
---------

3 市町村 (指定都市を除く)

北海道	旭川市、帯広市、苫小牧市、石狩市、木古内町、七飯町、余市町、新十津川町、鷹栖町、小平町、芽室町、中標津町
青森県	弘前市、黒石市
岩手県	釜石市、金ヶ崎町
秋田県	秋田市
山形県	鶴岡市、酒田市、上山市、南陽市、大江町
福島県	郡山市
茨城県	下妻市
栃木県	真岡市
千葉県	大多喜町
東京都	武蔵野市、小平市、日野市、東久留米市
神奈川県	横須賀市、小田原市
新潟県	上越市
長野県	伊那市、軽井沢町
静岡県	熱海市
滋賀県	竜王町
京都府	城陽市
大阪府	岸和田市、池田市、吹田市、枚方市、八尾市、富田林市、和泉市、羽曳野市、門真市、東大阪市、四條畷市、阪南市、熊取町
奈良県	大和郡山市、田原本町
鳥取県	米子市、境港市
岡山県	津山市
広島県	呉市
徳島県	阿南市
高知県	安芸市、四万十市、香美市、越知町
大分県	中津市、日田市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町
宮崎県	串間市、西都市
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、伊佐市
沖縄県	浦添市、うるま市

※ 参考2-②、参考2-③と重複がある団体は、「わたり」の制度が一部残っている団体である。

## <参考3>

# 地方公務員の地域手当について

全地方公共団体の約3割の団体において、地域手当を支給している。そのうち、国基準を上回る支給率である団体は、92団体。

### ○ 地域手当の支給状況(平成27年4月1日時点)

区分	地域手当 支給団体数	国基準との比較			区分別 団体数
		同様	上回る	下回る	
全地方公共団体	464 (26.0%)	303 (16.9%)	92 (5.1%)	73 (4.1%)	1,788
都道府県	31 (66.0%)	4 (8.5%)	2 (4.3%)	26 (55.3%)	47
指定都市	19 (95.0%)	13 (65.0%)	0 (0.0%)	6 (30.0%)	20
市町村	391 (23.0%)	263 (15.5%)	90 (5.3%)	41 (2.4%)	1,698
特別区	23 (100.0%)	23 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	23

※国の支給地域であるが、実際には地域手当を支給していない団体(4団体)が一部にみられるため、地域手当支給団体数欄から除いている。

※割合は、区分別団体数に対するものである。

※給与制度の総合的見直しによる給料水準引下げに伴う経過措置を行わない団体については、制度完成時点における国基準の支給割合で比較している。

### ○ 国基準を上回る支給率の団体

区分	団体数	団体名	
都道府県分	2	東京都、長野県	
市町村分	90		
内 訳	茨城県	2	那珂市、東海村
	埼玉県	7	川口市、所沢市、草加市、戸田市、朝霞市、志木市、三芳町
	千葉県	8	木更津市、佐倉市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富里市、芝山町
	東京都	9	三鷹市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
	神奈川県	12	平塚市、藤沢市、綾瀬市、葉山町、寒川町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、愛川町、清川村
	山梨県	1	昭和町
	静岡県	5	藤枝市、湖西市、清水町、長泉町、小山町
	愛知県	17	豊橋市、岡崎市、一宮市、安城市、西尾市、小牧市、東海市、大府市、知立市、高浜市、みよし市、長久手市、東郷町、大口町、飛鳥村、武豊町、幸田町
	三重県	3	亀山市、朝日町、川越町
	京都府	4	向日市、大山崎町、久御山町、精華町
	大阪府	2	柏原市、島本町
	兵庫県	3	明石市、稲美町、播磨町
	奈良県	1	田原本町
	香川県	3	坂出市、さぬき市、三木町
福岡県	13	筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、久山町、苅田町、みやこ町	

## 地方公務員の自宅に係る住居手当について

全地方公共団体の8割以上の団体（1,492団体／1,788団体、83.4%）が、自宅に係る住居手当を廃止している。

国においては、平成21年に自宅に係る住居手当が廃止されており、総務省としては、地方公共団体においても、廃止を基本とした見直しを行うことを助言している。

### 自宅に係る住居手当の制度のある団体（平成27年4月1日時点）

自宅に係る住居手当の制度のある団体は **296団体（16.6%）**

〔対前年比：▲61団体〕

（単位：団体）

区 分	平成27年 4月1日時点	平成26年 4月1日時点	H27—H26
全 団 体	296／1,788 (16.6%)	357／1,789 (20.0%)	▲61団体
都道府県	0／47 (0.0%)	0／47 (0.0%)	0団体
指定都市	4／20 (20.0%)	5／20 (25.0%)	▲1団体
市町村	292／1,698 (17.2%)	352／1,699 (20.7%)	▲60団体
特別区	0／23 (0.0%)	0／23 (0.0%)	0団体

※各欄において、分子は自宅に係る住居手当の制度のある団体数を、分母は区分別団体数を示す。

※「制度がない団体」には経過措置を設けている団体も含む。

自宅に係る住居手当の制度が残っている団体（平成27年4月1日現在）

○都道府県(0団体)

○指定都市(4団体)：名古屋市、京都市、神戸市、広島市

○市区町村(指定都市を除く)

都道府県名	制度が残っている 団体数	市区町村数
北海道	118	178
北海道	0	40
青森県	0	33
岩手県	0	34
宮城県	0	25
秋田県	0	35
山形県	0	59
福島県	2	44
茨城県	3	25
群馬県	0	35
埼玉県	34	62
千葉県	6	53
東京都	0	62
神奈川県	21	30
新潟県	0	29
富山県	0	15
石川県	0	19
福井県	0	17
山梨県	0	27
長野県	0	77
岐阜県	0	42
静岡県	5	33
愛知県	2	53
三重県	10	29
滋賀県	1	19
京都府	5	25
大阪府	0	41
兵庫県	15	40
奈良県	5	39
和歌山県	7	30
鳥取県	1	19
島根県	0	19
岡山県	0	26
広島県	0	22
山口県	7	19
徳島県	0	24
香川県	0	17
愛媛県	3	20
高知県	0	34
福岡県	23	58
佐賀県	0	20
長崎県	0	21
熊本県	2	44
大分県	16	18
宮崎県	0	26
鹿児島県	6	43
沖縄県	0	41
合計	292	1,721

## 技能労務職員の給与について

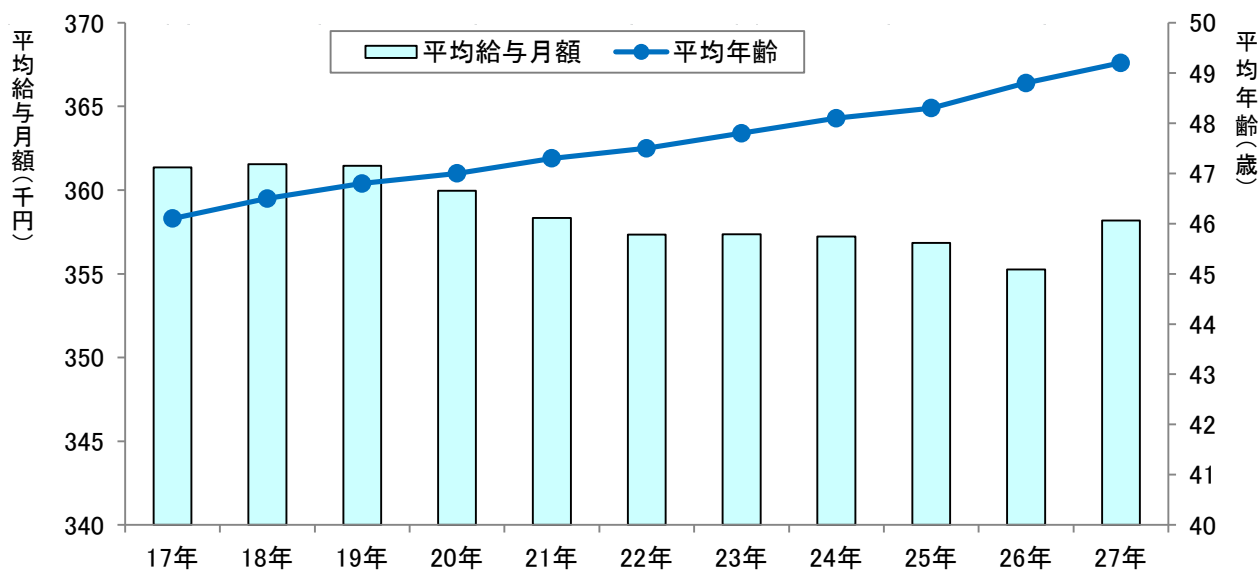
技能労務職員の給与は、近年、平均年齢が上昇する中で抑制基調で推移しているが、平成27年は、市区町村において独自の給与削減措置の廃止・緩和等により上昇している。

### ○ 技能労務職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区 分	地方公務員				国家公務員			
	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)	平均年齢 (歳)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円)	対前年増減率 (%)
全地方公共 団体平均	49.2	320,291	358,186	0.82	50.2	289,141	328,318	0.52
都道府県	51.6	330,741	363,809	△ 0.07				
指定都市	48.3	325,210	377,533	1.72				
市	49.0	324,904	353,756	0.75				
町村	50.0	287,892	300,729	0.64				
特別区	50.1	300,893	376,432	0.12				

※1 「平均給与月額」は、比較のため国の公表資料と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

※2 国家公務員については、行政職俸給表(二)の数値である。



	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
平均給与月額	361,361	361,543	361,455	359,968	358,347	357,334	357,370	357,233	356,855	355,261	358,186
平均給料月額	324,754	325,802	324,414	322,142	319,982	319,174	319,086	318,959	319,325	318,107	320,291
諸手当月額	36,607	35,741	37,041	37,826	38,365	38,160	38,284	38,274	37,530	37,154	37,895
平均年齢	46.1	46.5	46.8	47.0	47.3	47.5	47.8	48.1	48.3	48.8	49.2

### (参考)

技能労務職員の給与については、一般行政職と異なり、労使交渉を経て労働協約を締結することができるが、法律上、職務の内容や責任に応ずるものとしなければならないとされている(地方公営企業法第38条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第7条、附則第5項)。